

平成22年第3回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成22年4月9日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成22年4月9日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第96号から議案第98号まで
 - 第 4 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第98号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第96号、議案第97号
 - 第 5 議案第99号
 - 第 6 議案第100号
 - 第 7 議案第101号
 - 第 8 議案第102号
 - 第 9 議案第103号
 - 第10 議案第104号
 - 第11 議案第105号
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第96号から議案第98号まで
- 日程第 4 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第98号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第96号、議案第97号
- 日程第 5 議案第99号
- 日程第 6 議案第100号
- 日程第 7 議案第101号
- 日程第 8 議案第102号
- 日程第 9 議案第103号
- 日程第10 議案第104号
- 日程第11 議案第105号
- 追加日程 議長の辞職

追加日程 議会選第1号

追加日程第1 議席の一部変更

追加日程第2 議会報編集特別委員会委員の定数変更

追加日程第3 空港対策特別委員会委員の定数変更

追加日程第4 発議案第9号

追加日程第5 議会選第2号

追加日程第6 議案第106号

追加日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

出席議員（28名）

1番	松本正勝	君	2番	中川直美	君
3番	中村剛一	君	4番	白杵克身	君
5番	金田淳一	君	6番	浜田正敏	君
7番	廣瀬	擁君	8番	小田純一	君
9番	小杉邦男	君	10番	大桃一浩	君
11番	中川隆一	君	12番	岩崎隆寿	君
13番	中村良夫	君	14番	若林直樹	君
15番	田中文夫	君	16番	金子健治	君
17番	村川四郎	君	18番	佐藤孝	君
19番	猪股文彦	君	20番	川上龍一	君
21番	本間千佳子	君	22番	金子克己	君
23番	根岸勇雄	君	24番	近藤和義	君
25番	祝優雄	君	26番	竹内道廣	君
27番	加賀博昭	君	28番	金光英晴	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎	君	副市長	甲斐元也	君
総合政策監	齋藤元彦	君	会計管理者	本間佳子	君
総務課長	山田富巳夫	君	総合政策長	小林泰英	君
行政改革課長	中川和明	君	島づくり推進課長	金子優	君
世界遺産推進課長	北村亮	君	財務課長	伊貝秀一	君
地域振興課長	計良孝晴	君	交通政策課長	佐々木正雄	君

市課	民生	活長	佐	藤	弘	之	君	稅務課長	田	川	和	信	君
環境課	對策	策長	兒	玉	龍	司	君	社會福祉課	新	井	一	仁	君
高齡課	福祉	祉長	佐	藤	一	郎	君	農林水産課	金	子	晴	夫	君
觀光課	工商	工長	伊	藤	俊	之	君	建設課長	渡	邊	正	人	君
上下水道課	水道	道長	和	倉	永	久	君	教育長	渡	邊	剛	忠	君
學校課	教育	育長	山	本	充	彦	君	社會教育課	渡	邊	智	樹	君
両管理	津病部	院長	塚	本	寿	一	君	選挙管理委員会事務局長	藤	井	雄	一	君
監査事務局	査務局	員長	兒	玉		功	君	農業委員会事務局	島	川		昭	君

事務局職員出席者

事務局長	池		昌	映	君	事務局次長	歌		重	一	君
議事調査係	中	川	雅	史	君	議事係	太	田	一	人	君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、平成22年第3回佐渡市議会臨時会を開会をいたします。

これより本日の会議に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹内道廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、6番、浜田正敏君及び13番、中村良夫君を指名をいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（竹内道廣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

金光議会運営委員長。

〔議会運営委員長 金光英晴君登壇〕

○議会運営委員長（金光英晴君） おはようございます。今臨時会の会期・日程についてご報告いたします。

去る4月7日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期・日程について協議いたしました。その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日1日間といたします。

日程は、お手元に配付の臨時市議会会期日程をごらんください。

この後、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案の委員会付託を行い、休憩に入ります。休憩中に委員会審査を行い、審査終了次第、委員長報告の配付、質疑、討論の受け付けの後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 議案第96号から議案第98号まで

○議長（竹内道廣君） 日程第3、議案第96号から議案第98号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、早速96号、97号、98号、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第96号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、65歳未満の者の公的年金等の所得に係る個人市民税の徴収方法を変更するなど、本条例の一部改正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第97号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額の引き上げ、また非自発的失業者に係る保険税の軽減を図るため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第98号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について）。本案は、歳入において地方交付税や地方譲与税など額の確定に伴う増減及び地域活性化・きめ細かな臨時交付金の増額を計上するものであります。また、歳出においては、後年度の円滑な財政運営のために財政調整基金に積み立てをするもので、既定の予算に歳入歳出それぞれ5億4,539万3,000円を追加し、予算総額を500億3,023万8,000円とする予算の補正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第96号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 1点ほどお尋ねをいたします。

先ほど提案理由の説明があったわけですが、具体的に言うと、65歳以上の方々の税金については年金天引きすることなのだろうというふうに思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

今議員の質問でございますが、今回の改正につきましては、65歳未満の方も特徴ができるということで、するようにするものでありまして、65歳以上についても21年度と同様に特徴から引くということになっております。よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） そうしますと、65歳未満の方については、例えば後期高齢者ですか、年金天引きが多くの高齢者の批判に遭って選択ができるようにもなっているかと思うのですが、その65歳未満の方、あるいは65歳以上も含めて選択することは可能ですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

65歳未満の方につきましては、以前も選択があったわけですが、今回も選択ができるということで、基本的には特別徴収ということになっておりますが、本人の申し出によりまして、普通徴収も可能ということとあります。65歳以上は年金から特別徴収ということになっております。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第96号についての質疑を終結いたします。

議案第97号 専決処分承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 提案されているものについて言えば、国保税の限度額が全体では69万から73万円になるというものです。今でも負担が多くて大変だという国保の中でこの73万円が耐えられるのかどうかという、そういった中身も含めて、国保法に定められている運営協議会での協議の中身はどのようなものだったのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） お答えします。

限度額の引き上げについてでございますけれども、限度額を引き上げるということは、その分所得の高い方からいただく金額はふえるということになります。それが今度は中間所得階層のほうに振り分けられるわけですから、全体的には、議員がおっしゃった負担に耐えられるかということではなくて、中間所得層に配分されて税の均衡が図れるというふうに私どもは考えております。

それと、もう一点、この限度額引き上げについての運営協議会の部分のご質問ですけれども、私どもこの件につきましては、2月の会議のときに情報提供させていただきました。それで、通常3月末に地方税法の改正に伴って限度額の引き上げが行われる予定になっておりますということで、委員の皆さんのほうには理解をしていただいております。もう一つ、他市の状況等をちょっと私ども紹介させていただきますと、いろんな県内の状況確認しますと、これについて具体的に運営協議会の諮問をしたというようなケースは私ども承知しておりませんので、ほとんどの市で前回の会議の中で情報提供したということで私どもは判断しております。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 質問を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） まず、前段の1点目ですが、そうしますと今のお話ですと、限度額を引き上げることによって中間層が安くなるというような趣旨のご発言だったと思いますが、そういう理解でよろしいですかという点が1点。

もう一点は、連日でもないですが、マスコミでも国保の問題は非常に「酷」な「保」、「酷保」ということで取り上げられるぐらいの中で、そういった点では限度額を引き上げない自治体も全国的にはいっぱいあるわけです。しかも、国保そのものは市町村の仕事ですから、市町村の判断でできる。多くの自治体では、もうこれ以上限度額引き上げることは限界だというふうに言われているわけなのですが、そこは本来、他市がどうであろうが、佐渡市として、佐渡市の状況を勘案してやるべきだったのではないのでしょうか、運営協議会を。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） お答えします。

前段のことについては、議員のおっしゃったとおりで結構だと思います。後段の運営協議会の部分につきましては、時間的な部分もありまして、他市の状況を勘案しますと、これは3月31日に公布されたものでございますので、私どもの判断では、即日私どもも公布をして4月1日適用ということにしなければならぬということで、運営協議会を開催する時間がとれなかったということも一つの理由としてあります。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 確認だけですが、限度額引き上げると理論的には中間層が下がるという理屈にはなるのだけれども、全体として国保が上がり、限度額が上がる中で、私は具体的に言うと、例えばさっきの答弁を聞いている市民は、ああ、中間層は下がるのかと思うのですが、本当に下がりますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） お答えします。

この件につきましては、私ども21年ベースで試算をさせていただきました。そうしますと、限度額の引き上げによって影響が出る世帯が何世帯かございます。したがって、その世帯の部分についてそれぞれ引き上げ分を4万円なのですけれども、医療と後期高齢者支援金を足しますと4万円の引き上げになるので、それがそれぞれに限度額の増額が出ますので、その分それぞれの世帯のほうに割り振られるということで、その分はわずかですが、減額になると、そういうことになります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 1つだけお尋ねしておきますが、国民健康保険税の引き上げに係る国の法改正、その原案が資料としても提出されておきませんが、これは提出する用意がありますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） お答えします。

私ども地方税法の一部改正ということで、これは条例改正をするものでございますけれども、これにつきましては、県のほうから昔でいう準則という形で流れております。それに従いまして私ども改正を行ったということでございますので、その資料ということであればお出しできるというふうに考えております。以上です。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 今後は、これは専決処分でしょう。だから、専決処分というのは本来やってはならぬことなのですけども、いとまがないので、専決処分をしたと、こういうことでございますから、国から流れてきた準則その他はこれを添付するというのが当たり前なのです。もちろん委員会審査のときには、私は提出されるものだろうと思うんですけども、普通の場合と違って専決処分という処理をしたときは、それは専決処分資料として添付するのが本来の姿なのです。それを従来議会がチェックせぬものだから、漫然とやっている。それをずっと踏襲しておるわけですが、今後注意をしていただきたいということをまず1点申し上げ、それと同時に委員会審査においてはそれを提出していただきたい、こう申し上げておきますが、いかがでございますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） お答えします。

これから早速連絡をとりまして、委員会のときに資料提供したいと、そういうふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第97号についての質疑を終結いたします。

議案第98号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第9号））の質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） お伺いしたいのですが、まず今回の予算は地域活性化・きめ細かな臨時交付金2億6,646万円、この充当についてお聞きします。本来この交付金は、地域活性化のために全部を予算化すべきではないかというふうに考えられるわけですが、これができなかつたために財調に積むという考え方なのですか、その経過についてお伺いしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） ご答弁申し上げます。

今回の補正ですけども、きめ細かな臨時交付金2億6,000万ほど追加で配分がされました。予算計上においては、それをそのまま積み立てるのではなく、お手元の予算のところに財源更正ということでそれぞれの款項目のところに書かれているかと思っておりますけれども、各種事業のところにきめ細かな臨時交付金

の財源を充てていく。そうしますと、一般財源的にはその分同額が出てまいります。その歳入と、全体との兼ね合いもありますが、その分を財調に積み立てをしたいという内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） つまり財源充当の振りかえをしたと、こういうことですが、皆さん方今まで提出された予算には全部歳出のところにきめ細かく項目が入っているのですよ、事業について。今回は、振りかえだけですから、款ごとの振りかえしかしていないわけですよ。そうすると、これの振りかえた先の既存のいわゆる既定の予算の中でこの事業に振りかえましたと、財源を。これの明細というのはわかるのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） きめ細かな臨時交付金の事業としまして、それぞれに3月補正の段階で事業が割り振られております。そこに一般財源、きめ細かな臨時交付金を充てて、さらに一般財源を充てておりますので、そこに追加をさせていただいたと。2億6,000万をそれぞれの事業に一定の割合で入れさせていただいたということでございます。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 趣旨はよくわかりましたけれども、その明細というのを委員会審査に出していただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 提出いたします。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 同じ点で4点ばかりをお尋ねをしたいと思います。

まず、第1点は、国の12月第2次経済対策に基づく3月補正と22年度の当初予算は、皆さん方が予算の概要でも言っているように、一体となっている22年度予算と見るべきだろうと思います。もちろん国もそのように言っております。そういった点で、3月補正のときはたしか全額来たのかと聞いたところ、答弁では全額来たと言っておりましたが、今回また追加が来たわけなのですが、それは具体的にはどういうことなのかまず1点お尋ねをしたいと思います。

2点目にお尋ねをしたいのは、今のことも含めて、予定していた予算だったのかどうなのかです。

3点目には、国も言っているように、この緊急経済対策の予算はもともと自治体がおおうとしていた予算と振りかえるのではなくて、そこにプラスをして経済対策に使えと。国の言い方でいいますと、あすの安心と成長のための緊急経済対策だとして22年度予算に盛り込まれた。こういった使い方をしろというのを22年度予算編成に当たり、留意をしろというふうに言われているわけですが、その辺どう考えているのか。

最後にもう一点、先ほど市長は、後年度のために財調に積み立てると言いました。先ほどの話ではない

ですが、幾ら財源振りかえてもお金には色がありませんから、事実上緊急経済対策の予算を財調に積み立てたということになります。22年度の当初予算では、財調から一般会計に繰り入れる目が1,000円もありません。そういった点では、一体後年度というのはいつ使う予定なのかお尋ねをしておきます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今回の2億6,000万の配分の関係についてですけれども、全部来たという受けとめ方をしたという議員の発言でございますけれども……

○2番（中川直美君） 私は言っていない。

○財務課長（伊貝秀一君） 確かに最初の第1次配分におきましては全額来ております。ただ、国の予算額がトータルで5,000億予算ございます。一番最初の配分額というのは、そのうちの4,500億に見合うものが全国に配分されました。佐渡市においてもそれに見合う事業組み立てて、事業計画等を国に出してきたわけです。残りの国の500億というものは、きめ細かなインフラ整備の趣旨に合うものについてさらに追加で交付する余地を残してある500億円でございます。したがって、佐渡市において11億7,000万ほどの事業を組み立てておりますけれども、実際の交付限度額、最初の限度額以上の事業計画をある程度ちょっと余裕を見て組んだというのは、そのあたり第2次配分というものが有り得ると。あるかどうかははっきり言えませんが、有り得るといことも可能性としては考えていたというところでございます。

それから、プラスして使うのかというようなあたりは、今の話でちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが、要はトータルで最初に事業費を配分額以上にある程度の余裕を持って組んでおりますので、その部分が2次配分として認めてきたということでご理解いただきたいと思っております。

それから、財調の関係については、当初我々が事業計画を組んだところの部分について2次配分が来たというふうに考えていただきたいと思っております。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） なぜ3月の補正の答弁を重視するかということは、あなた方もさっき言いましたが、あなた方も3月の補正と22年度当初予算は一体をなしている部分があるというように言っているから、重視をしたのです。今ほど課長が答えたことと同じことで、中川議員そう言われますが、これがすべてですというふうに答弁を、私きのうテープ聞いたのです。そう言っているのです。それは、私そういう意味でいうと、当初予算にかかわるものですから、非常に私重要なと思うのですが、その点はどうなのかももう一度お尋ねをしておきたい。

2点目は、先ほど言いました例えば総務省の内簡によるとこう書いてあるのです。あすの安心と成長のための緊急経済対策、12月8日閣議決定を着実に実施することとし、これに伴う21年度の第2次補正予算と22年度の予算を一体として切れ目なく執行するように留意をしてくれと。ですから、本来ならば、先ほどの質疑にもありましたが、今回来た2億6,000万も緊急経済対策の予算として、市民の暮らし、あるいは産業振興のために使っていかななくてはならない。ところが、皆さん方は22年度の当初予算の基金の繰り入れでは財調からは繰り入れませんというふうに予算審査でも言っているわけです。ですから、一体いつ使うのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） お答えいたします。

まず、全部使うという、そういう話があったということでございますけれども、予算化した事業そのものについては確かに執行予定でございますし、今回来た2次配分の2億6,000万というものにつきましては、国が特に効果があると認められる事業、特に国が例示しております電線の地中化や、あるいは都市の緑化、あるいは森林の路網整備、そうした幾つかの例示されているものがございます。そうしたものに私たちの出した計画の中ですくい上げてもらったという数字が2億6,000万ほどになってございます。予定した計画については、全部執行予定ということでご理解いただきたいと思ひますし、それから財調につきましても、いつ使うのかということでございますけれども、3月から新年度に向けての一体となった切れ目のない事業執行を意図しておりましたし、もう新年度に入りましたけれども、今年度におきまして、また必要な財政措置、その裏づけとなる財源が必要な折には財調基金等のまた活用も考えさせていただきたいというふうに思ひます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 先ほども言ひましたが、お金には色がありませんから、この予算、先ほど議員の質疑にもありましたが、結局5億4,539万円を財調に積み立てるわけですね。財源を振りかえしたと言ひたけれども、金には色がないのですから、結果的に緊急経済対策、あるいはきめ細かな予算をため込んだということになりはしませんか。それが1点です。

それと、もう一点は、市民の暮らしや経済状況本当に深刻なのです。ですから、本来ならば22年の当初予算だって、今金に余裕があるから、目を起こさないでも、1,000円でも起こして、本来必要なときにはやっぱり財政出動していくという、そういう立場が必要だと思ひますが、ここは市長に聞いておきますが、どう考えているかお尋ねします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今財務課長が説明したように、今後の積み立てということでやらせていただく。

この問題についていつ使うかというよりも、やっぱり効果的に使うというタイミングを選んでいきたいというように考えております。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 答弁が下手くそだと何を言うかという話になるのですが、そもそもこの予算というのは専決処分でしょう。専決処分ということは、この金を直ちに新しい事業に組んでいくといういとまがなかったということではないのか。したがって、こういう措置をした。つまりそれを財調に積んだということがいいのか、そうでない方法をとったほうがいいのかという分かれ目はあると思ひます。しかし、金が来たらすぐ使ってしまうというのは、これは愚の骨頂なのです。よく考えて効果的にお金を使う、当たり前のことだ。それをどんと答弁する気迫がないというのが私は情けないと思ひます。だから、そもそも専決処分をしなければならぬお金が来た時期、その時期を考えれば、しっかり考えて、今22年度はスタートしたばかりです。これから6月、9月補正があるのです。そこで有効に使っていけば私はいいいのではない

か。そういうことは、議会が何か言うと迎合答弁をやるわけで、そういうことではなくて、これからは何を言っておるか、そのぐらいのことは考えておるのだと、今後の事業で市民のために安心、安全、そして効果的な予算措置をしていくのだという前向きな答弁が欲しいと思うのですが、財務課長、これはあなたの軽重が問われるのです。あなた今度なったばかり。なったばかりにしてはまあまあという答弁をしておるなというふうには私は見ておるのです。だから、ここは大事なところだから、私は言っておるのだが、もう一回ひとつ答弁をしてほしい。先ほど2人質問しています、似たような質問を。だから、これに対して真っ正面から答弁してみてもどうかということであなたに答弁の機会を与えた。どうぞ。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今専決予算の点で1点最初に話がありましたけれども、今回の専決予算につきましては、すべて譲与税を含め、特別交付税、あるいは今回のきめ細かな臨時交付金を含めまして、とにかく3月中に額がすべて決定してきたもので、議会を開くいとまがなかったということで専決処分をさせていただいたものでございますので、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思います。それから、今後のその分の財調に積み立てた、そうしたものにつきましては、今後の財政運営の中で、より必要な財政出動の折に財調基金、そうしたものを有効的に活用していきたい、そういうふうにあります。よろしくお願ひします。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第98号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第96号から議案第98号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

委員会審査のため、暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第98号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第96号、議案第97号

○議長（竹内道廣君） 日程第4、これより各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

白杵総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 白杵克身君登壇〕

○総務文教常任委員長（白杵克身君） それでは、総務文教常任委員会に付託された案件について報告いたします。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第98号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について）。本案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ5億4,539万3,000円を追加し、予算総額を500億3,023万8,000円とするもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。歳入では、地方交付税や地方譲与税などの額の確定による増減及び地域活性化・きめ細かな臨時交付金を増額するものであり、歳出では、これに伴う財源更正及び後年度の円滑な財政運営のために財政調整基金に積み立てをするものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより総務文教常任委員会に付託した案件についてを採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

小田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 小田純一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第96号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本年3月31日付の専決処分により、佐渡市税条例の一部を改正したことについて議会の承認を求めるとのものです。改正の主な内容は、65歳未満の者の公的年金等の所得に係る個人市民税の徴収方法の変更などです。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第97号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本年3月31日付の専決処分により、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正したことについて議会の承認を求めるとのものです。改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税分の限度額を47万円から50万円に、及び後期高齢者支援金等課税分の限度額を12万円から13万円に引き上げ、また非自発的失業者に係る保険税の軽減を図るものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

○議長（竹内道廣君） 質疑の通告がありませんので、これより討論に入ります。

議案第97号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の制定について) に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まずは、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番(中川直美君) ただいま議題になっている専決処分ではありますが、国保税の税率の変更等について反対討論を行います。

先ほど委員長報告がありましたとおり、国保税の負担の限度額の引き上げであります。医療分47万円が50万円、そして後期高齢者支援分が12万から13万円、それに介護保険分10万円、これは変わりませんから、負担限度額が69万から73万円へと4万円引き上げるものであります。今新聞等でも話題になっているように、国保税の負担は非常に重たいものとなっている中での負担限度額の引き上げであります。委員長報告にもありましたが、今年度の国保の目玉は新政権によって失業者の国保料の軽減措置があります。先ほどありましたが、所得の7割を減らして3割に課税をするという点であります。この点については大いに評価できますが、負担限度額の引き上げ、69万を73万円に、これはもう既に限界を超えている金額だというふうに考えます。

国保税の限度額については、本来なら運営協議会を開き、そして審査をして決めていくべきだと思います。少なくない全国の自治体では、国の言うとおりに値上げをしていない自治体も多くあるものであります。準則にというお話もあるようですが、国民健康保険の「国保必携」の中ではこのように書いてあります。住民に身近な行政主体である市町村が運営しているのが国保です。このため、その運営は一般の行政と同様に、主なことは市町村議会に諮り、実際の運用は市町村長が行います。国民健康保険が地域住民を対象とし、市町村単位で実施されることから、それぞれの地域の特性に応じた運用も必要です。住民の経済力などを考えなければなりません。このように明確に述べているものであります。深刻な不景気の中でこの限度額の引き上げはするべきではないという立場で反対の討論といたします。

○議長(竹内道廣君) 次に、加賀博昭君の賛成討論を許します。

加賀博昭君。

〔27番 加賀博昭君登壇〕

○27番(加賀博昭君) 議案第97号、国民健康保険にかかわる専決処分について賛成討論をいたします。

大長老の私がこういうことをやるということは、なお佐渡市議会にもっと気迫を持った若い人たちが生まれてきてほしいな、こういう願いも込めて、きょうはわかりやすく討論をするつもりでございます。

議案第97号というのは、一連の税法改正の中の国民健康保険制度見直しに伴う基礎課税額の課税限度額を3万円、高齢者支援金等を1万円引き上げるものでありますが、これの対象世帯は45世帯と推計され、それに要する金額は135万円であります。では、この金はどうなるのかといえば、割と低所得者と言われる中間所得者が今まで負担してきたものを軽減するものであります。さらに、応益割合を設定して7割、5割、2割軽減が可能になるような仕組みが設けられておるものでございます。2点目としては、解雇等で失業した者は、在職中の前年の給与所得の30%で保険税の計算をする道も開いており、反対しなければならぬ大改悪ではございません。

また、これら法改正の国の準則が市に送られてきたのは、未定稿で3月17日であります。確定稿が届い

たのは4月1日であります。とすれば、それは専決処分よりほかに道がない。この間に運営協議会などを開いて協議をするいとまなどはない。そういうこともわからない反対討論者の見識を疑うわけでございます。勝負は、8月本算定の中で国保税がどうなるかということでございます。私は、これからも注意深くこれを見定めながら、8月本算定には国保税を引き上げない方向で動かしていきたいなど、このように考えております。その要素は、既に私が申し上げたように、国が示した準則、今回の法改正の中でちりばめられております。これを活用するならば決して引き上げなければならないような事態は起こらないということをはっきりしながら、また聞いておる執行部の諸君にしっかりとしなさいよということもあわせて申し上げて、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（竹内道廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち議案第97号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち議案第96号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定）についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第99号

○議長（竹内道廣君） 日程第5、議案第99号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第99号をご説明申し上げます。

佐渡市教育委員会委員の任命について。本案は、佐渡市教育委員会委員、渡邊剛忠氏の任期が平成22年5月7日をもって任期満了となるため、その後任として小林祐玄氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第99号 佐渡市教育委員会委員の任命については、これに同意する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第6 議案第100号

○議長（竹内道廣君） 日程第6、議案第100号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第100号をご説明申し上げます。

佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案は、佐渡市固定資産評価審査委員会の白杵満委員の任期が平成22年5月7日をもって満了となるため、新たに鈴木傅一郎氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第100号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第7 議案第101号

○議長（竹内道廣君） 日程第7、議案第101号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第101号をご説明申し上げます。

佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案は、佐渡市固定資産評価審査委員会の中川進委員の任期が平成22年5月7日をもって満了となりますが、引き続き中川進氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第101号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。
よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第8 議案第102号

○議長（竹内道廣君） 日程第8、議案第102号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。
高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第102号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案は、佐渡市固定資産評価審査委員会の野尻丈二委員の任期が平成22年5月7日をもって満了となりますが、引き続き野尻丈二氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。
ただいま議題となっております議案第102号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。
よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第9 議案第103号

○議長（竹内道廣君） 日程第9、議案第103号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。
高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第103号をご説明します。
佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案は、佐渡市固定資産評価審査委員会の土屋正三委員の任期が平成22年5月7日をもって満了となるため、新たに市橋悦男氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。
ただいま議題となっております議案第103号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。
よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第10 議案第104号

○議長（竹内道廣君） 日程第10、議案第104号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第104号をご説明します。

佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案は、佐渡市固定資産評価審査委員会の安達忠雄委員の任期が平成22年5月7日をもって満了となりますが、引き続き安達忠雄氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第104号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第11 議案第105号

○議長（竹内道廣君） 日程第11、議案第105号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第105号をご説明します。

佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案は、佐渡市固定資産評価審査委員会の佐藤喜己委員の任期が平成22年5月7日をもって満了となりますが、引き続き佐藤喜己氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第105号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3時30分 休憩

午後 3時35分 再開

〔副議長、議長と交代し議長席に着く〕

○副議長（加賀博昭君） 再開いたします。

追加日程 議長の辞職

○副議長（加賀博昭君） ただいま休憩中に議長、竹内道廣君から議長の辞職願が私に提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加賀博昭君） 異議なしと認めます。

議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

辞職願を局長に朗読いたさせます。

○事務局長（池 昌映君） 読み上げます。

平成22年4月9日、佐渡市議会副議長、加賀博昭様、佐渡市議会議長、竹内道廣。

辞職願。今般一身上の都合により議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（加賀博昭君） お諮りいたします。

竹内道廣君の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加賀博昭君） ご異議なしと認めます。

よって、竹内道廣君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

追加日程 議会選第1号

○副議長（加賀博昭君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加賀博昭君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに行います。

選挙は投票によって行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加賀博昭君） ご異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（加賀博昭君） ただいまの出席議員数は28名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（加賀博昭君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。念のために確認いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加賀博昭君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（加賀博昭君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名投票でございます。これから順次投票願うわけですが、恒例に従いまして、議席番号1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○副議長（加賀博昭君） 念のために申し上げます。投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加賀博昭君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（加賀博昭君） 佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により開票立会人をお願いいたします。

14番、若林直樹君及び15番、田中文夫君を指名いたします。どうぞ両君、前のほうへ。

それでは、開票をお願いします。

〔開票〕

○副議長（加賀博昭君） 選挙の結果を報告いたします。

出席議員は28名、先ほど紹介した議員数に符合いたします。

投票総数28票、他事記載なし、白票10票、棄権ゼロ票。

有効投票中、金光英晴君 18票

以上であります。

なお、この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、19番、金光英晴君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された19番、金光英晴君に対し、佐渡市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

19番、金光英晴君の発言を求めます。

金光君。

〔議長 金光英晴君登壇〕

○議長（金光英晴君） ただいま議長に推挙されました金光英晴であります。

私のような浅学非才の者を議長に選出していただきましたことをまずもって御礼申し上げます。私自身にとりまして限りない光栄と存じますとともに、その責任の重さに身が震える思いをしている次第であり

ます。議会は、それぞれに主義、主張を異にする議員によって構成されていることは当然のことです。現に私とは党派を異にする議員は何人もいらっしゃいます。しかし、議長としては、主義、主張を異にし、党派を異にする議員各位のご支持とご協力をいただかなければなりません。私人としての主義、主張は別として、議長としての職務を行うに際しましては、中立、公正を旨として対処する所存であります。私は、竹内前議長のような豊富な議会経験もなければ、強いリーダーシップも持ち合わせておりません。しかし、微力ではありますが、二元代表制の確立と議会改革の旗を後戻りさせることのないよう努力してまいりたい所存であります。議員皆様のご支援とご協力をお願いし、簡単ではありますが、議長就任のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長（加賀博昭君） ここで新議長と交代をするため、暫時休憩をいたします。

午後 3時52分 休憩

午後 4時03分 再開

〔議長、副議長と交代し議長席に着く〕

○議長（金光英晴君） 再開します。

日程の追加

○議長（金光英晴君） お諮りします。

ただいまお手元に配付した追加日程表のとおり日程第1から日程第7を追加し、順次議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、議事日程を追加することに決しました。

追加日程第1 議席の一部変更

○議長（金光英晴君） 追加日程第1、議席の一部変更の件を議題といたします。

議長選挙に伴い、変更する議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（池 昌映君） 読み上げます。

変更となる方の議席番号と氏名を朗読いたします。敬称のほうは略させていただきます。

19番	猪 股 文 彦	20番	川 上 龍 一
21番	本 間 千 佳 子	22番	金 子 克 己
23番	根 岸 勇 雄	24番	近 藤 和 義
25番	祝 優 雄	26番	竹 内 道 廣
27番	加 賀 博 昭	28番	金 光 英 晴

以上であります。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席に各自の氏名票をお持ちの上、速やかに移動願います。

〔各員着席〕

常任委員会委員の選任

○議長（金光英晴君） 次に、各常任委員会委員から委員の辞任願がただいま提出されましたので、佐渡市議会委員会条例第14条の規定により議長においてこれを許可いたしましたことをご報告いたします。

常任委員の辞任に伴い、佐渡市議会常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（池 昌映君） それでは、読み上げます。敬称のほうは略させていただきます。

総務文教常任委員会委員

小 杉 邦 男	本 間 千佳子	白 杵 克 身
中 川 隆 一	中 村 良 夫	若 林 直 樹
金 光 英 晴	猪 股 文 彦	川 上 龍 一
近 藤 和 義		

以上10名であります。

市民厚生常任委員会委員

金 田 淳 一	中 川 直 美	松 本 正 勝
廣 瀬 擁	小 田 純 一	田 中 文 夫
佐 藤 孝	金 子 克 己	根 岸 勇 雄

以上9名であります。

産業建設常任委員会委員

大 桃 一 浩	中 村 剛 一	浜 田 正 敏
岩 崎 隆 寿	金 子 健 治	村 川 四 郎
祝 優 雄	竹 内 道 廣	加 賀 博 昭

以上9名であります。

○議長（金光英晴君） ただいま朗読いたしました議員を常任委員会委員にそれぞれ選任いたします。

議会運営委員会委員の選任

○議長（金光英晴君） 次に、議会運営委員会委員から委員の辞任願がただいま提出されましたので、佐渡市議会委員会条例第14条の規定により議長においてこれを許可いたしましたことをご報告いたします。

議会運営委員の辞任に伴い、佐渡市議会議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（池 昌映君） 読み上げます。敬称のほうは略させていただきます。

中 川 隆 一	田 中 文 夫	中 川 直 美
中 村 剛 一	浜 田 正 敏	大 桃 一 浩
村 川 四 郎	川 上 龍 一	

以上8名であります。

○議長（金光英晴君） ただいま朗読いたしました議員を議会運営委員会委員に選任いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 4時09分 休憩

午後 4時10分 再開

○議長（金光英晴君） 再開します。

休憩中に常任委員会及び議会運営委員会が開催され、それぞれ正副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長	小 杉 邦 男 君
副委員長	本 間 千佳子さん
市民厚生常任委員会委員長	金 田 淳 一 君
副委員長	中 川 直 美 君
産業建設常任委員会委員長	大 桃 一 浩 君
副委員長	中 村 剛 一 君
議会運営委員会委員長	中 川 隆 一 君
副委員長	田 中 文 夫 君

以上であります。

追加日程第2 議会報編集特別委員会委員の定数変更

○議長（金光英晴君） 追加日程第2、議会報編集特別委員会委員の定数変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会報編集特別委員会委員の定数を8人から9人に変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員の定数を8人から9人に変更することに決しました。

議会報編集特別委員会委員の選任

○議長（金光英晴君） 次に、議会報編集特別委員会委員からただいま委員の辞任願が提出されましたので、佐渡市議会委員会条例第14条の規定により議長においてこれを許可いたしましたことをご報告いたします。

議会報編集特別委員会委員の定数変更及び辞任に伴い、議会報編集特別委員委員の選任を行います。

議会報編集特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（池 昌映君） 読み上げます。敬称のほうは略させていただきます。

村 川 四 郎	松 本 正 勝	小 杉 邦 男
中 川 隆 一	中 村 良 夫	若 林 直 樹
田 中 文 夫	川 上 龍 一	金 子 克 己

以上9名であります。

○議長（金光英晴君） ただいま朗読いたしました議員を議会報編集特別委員会委員に選任いたします。

追加日程第3 空港対策特別委員会委員の定数変更

○議長（金光英晴君） 追加日程第3、空港対策特別委員会委員の定数変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。空港対策特別委員会委員の定数を8人から9人に変更したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、空港対策特別委員会委員の定数を8人から9人に変更することに決しました。

空港対策特別委員会委員の選任

○議長（金光英晴君） 次に、空港対策特別委員会委員からただいま委員の辞任願が提出されましたので、佐渡市議会委員会条例第14条の規定により議長においてこれを許可いたしましたことを報告いたします。

空港対策特別委員会委員の定数変更及び辞任に伴い、空港対策特別委員委員の選任を行います。

空港対策特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（池 昌映君） 読み上げます。敬称のほうは略させていただきます。

根 岸 勇 雄	浜 田 正 敏	中 川 直 美
中 村 剛 一	白 杵 克 身	佐 藤 孝
猪 股 文 彦	本 間 千 佳 子	近 藤 和 義

以上9名であります。

○議長（金光英晴君） ただいま朗読いたしました議員を空港対策特別委員会委員に選任いたします。

追加日程第4 発議案第9号

○議長（金光英晴君） 追加日程第4、発議案第9号 佐渡市議会観光資源開発等調査特別委員会の設置の件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川隆一君。

〔11番 中川隆一君登壇〕

○11番（中川隆一君）

発議案第9号

佐渡市議会観光資源開発等調査特別委員会の設置について

佐渡市議会観光資源開発等調査特別委員会の設置について、佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年4月9日提出

提出者	佐渡市議会議員	中川隆一
賛成者	〃	田中文夫
	〃	中川直美
	〃	中村剛一
	〃	浜田正敏
	〃	大桃一浩
	〃	村川四郎
	〃	川上龍一

佐渡市議会観光資源開発等調査特別委員会の設置について

佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

1 特別委員会の名称

佐渡市議会観光資源開発等調査特別委員会

2 付託事項

- (1) 観光資源の開発に関すること
- (2) まち並みづくりに関すること

3 委員の定数

8人

4 期間

上記付託事項が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う。

5 費用

予算の範囲内

以上です。

○議長（金光英晴君） 発議案第9号について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

観光資源開発等調査特別委員会委員の選任

○議長（金光英晴君） 観光資源開発等調査特別委員会委員の選任を行います。

観光資源開発等調査特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（池 昌映君） 読み上げます。敬称のほうは略させていただきます。

岩 崎 隆 寿	廣 瀬 擁	松 本 正 勝
小 田 純 一	小 杉 邦 男	中 村 良 夫
祝 優 雄	竹 内 道 廣	

以上8名であります。

○議長（金光英晴君） ただいま朗読いたしました議員を観光資源開発等調査特別委員会委員に選任いたします。

ここで暫時休憩します。

午後 4時17分 休憩

午後 4時18分 再開

○議長（金光英晴君） 再開します。

休憩中に議会報編集特別委員会、空港対策特別委員会及び観光資源開発等調査特別委員会が開催され、それぞれ正副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

議会報編集特別委員会委員長	村 川 四 郎 君
副委員長	松 本 正 勝 君
空港対策特別委員会委員長	根 岸 勇 雄 君
副委員長	浜 田 正 敏 君
観光資源開発等調査特別委員会委員長	岩 崎 隆 寿 君
副委員長	廣 瀬 擁 君

以上であります。

追加日程第5 議会選第2号

○議長（金光英晴君） 追加日程第5、議会選第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件を議題といたします。

議会選第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に市民厚生常任委員長の金田淳一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました金田淳一君を新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました金田淳一君が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました金田淳一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第6 議案第106号

○議長（金光英晴君） 追加日程第6の議事につきましては、議員の除斥に該当いたしますので、地方自治法第117条の規定により金子健治君の退席を求めます。

〔16番 金子健治君退席〕

○議長（金光英晴君） 追加日程第6、議案第106号 佐渡市監査委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第106号をご説明します。

佐渡市監査委員の選任について。本案は、佐渡市監査委員、金子克己氏が平成22年4月7日をもって辞職したため、その後任として金子健治氏を佐渡市監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第106号 佐渡市監査委員の選任について、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

金子健治君の着席を許します。

〔16番 金子健治君入場〕

追加日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（金光英晴君） 追加日程第7、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長からお手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、地方自治法第109条第4項に規定する所管事項について、委員の任期中、閉会中もお継続して調査を行うことにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の所管事項について、委員の任期中、閉会中もお継続して調査を行うことに決しました。

○議長（金光英晴君） 以上で会議を閉じます。ご協力まことにありがとうございました。

これにて平成22年第3回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 4時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年4月9日

議 長 金 光 英 晴

前 議 長 竹 内 道 廣

副 議 長 加 賀 博 昭

署 名 議 員 浜 田 正 敏

署 名 議 員 中 村 良 夫